

第1章 意匠の定義の見直し

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

① 意匠の定義

意匠法上、意匠権の対象となる「意匠」とは、「物品（物品の部分を含む。…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（同法第2条第1項）と規定されており、物品性、形態性、視覚性、審美性の4つの要件を満たせば、意匠として取り扱われるとされている。また、同項の「物品」は、「有体物である動産」を意味しており、意匠法は、原則として有体物である物品の形状等を保護している。

② 建築物の保護

上述のとおり、意匠の定義において規定されている「物品」は、「有体物である動産」を意味することから、不動産である建築物については、意匠権で保護することはできない。

③ 画像の保護

上述のとおり、意匠の定義において規定されている「物品」は、「有体物である動産」を意味する。しかし、2000年代に情報技術が急激に発展し、家電機器や情報機器について電子的画面が多用されるようになったところ、当該画面上に表示される「画面デザイン」について模倣被害等から保護すべく、これを意匠権で保護する必要性が生じてきた。これを受けて、平成18年改正により意匠法第2条第2項が新設され、画像の一部、具体的に

は、物品の本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要となる操作に使用される画面上に表示された画像（例えば、DVDプレイヤーの再生前の操作画像や携帯電話の通話前の操作画像等）は、同条第1項の「意匠」に含まれるものとされた。

また、同条第2項によって、物品の表示部の画像のみならず、物品（例えば、DVDプレイヤー等）の使用の際に同時に用いられる他の物品（例えば、ディスプレイ等）の表示部に表示される画像（例えば、DVDプレイヤーの操作画像等）についても、同条第1項の「意匠」に含まれるものとされた。

このように、同条第2項の規定により、一部の画像については、従来の制度においても意匠法の保護対象に含まれている。

(2) 改正の必要性

① 建築物のデザインの保護

昨今、モノのデザインのみならず、空間のデザインを重視する観点から、企業が店舗の外観や内部の形状等に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えている。こうした店舗デザインについては、多額の投資を行った上で設計されることも多く、これが容易に模倣されるようであれば、企業競争力の源泉たるデザイン投資の収縮を招くこととなる。

したがって、これらのデザインを意匠権で保護することができるよう、意匠の定義を見直すことが必要である。

② 画像デザインの保護

昨今、IoT等の新技術の普及に伴い、個々の機器がネットワークでつながるようになったことから、特に機器のグラフィカルユーザーインターフェース（利用者と機器が情報をやり取りする仕組み、GUI）が重要な役割を担っている。さらに、近年のセンサー技術や投影技術の発展により、

物品に表示されず、壁や人体等に投影される画像が出現し、利用者は場所に関わりなくGUIを出現させ、機器を操作することが可能となっている。これにより、GUIが機器と離れて独立して付加価値を持つようになっており、GUIに対するデザイン投資が増加している。

また、近年、インターネットサービスの多様化やスマートフォンの飛躍的普及を受けて、インターネット上のサイバーモール（仮想商店街）やナビゲーションサービスが発展している。これらの業態においては、消費者に商品の魅力を訴求し、また、利用者にとってより使いやすいサービスを提供すべく、ウェブデザインに多額の投資を行い、より使いやすい画像デザインを開発することで、競争力を高めている。多様な画像デザインがウェブデザイナーによって創作されているが、インターネット技術の発達を背景に、これらの画像を含む多くのアプリケーションやソフトウェアが、クラウド上に記録され、ネットワークを通じて消費者や利用者に提供されている。

このような投影画像やウェブ上の画像については、上述のとおり、製品の機能や付加価値を大きく高めることから、多額の投資を行った上で多くのデザイナーを動員して研究、開発されるものが多い。我が国のイノベーションを促進し企業の競争力を強化する観点からは、こうした研究開発活動を促進することが重要であるところ、このためには、開発した画像のデザインについて独占権を認め、研究開発投資の回収を容易ならしめることが有効である。

従来の制度においては、「意匠」は物品性を要するため、物品に記録されず、クラウド上から提供される画像については、意匠法第2条第1項の「意匠」に含めることができない。また、同条第2項によって意匠権の対象となる画像は、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」であることから、物品がその機能を発揮させている状態の画像（例えば、携帯電話のメー

ル送信中の操作画像等)や、壁等に投影される画像については、意匠権の対象とすることができない。

したがって、これらのデザインを意匠権で保護することができるよう、意匠の定義を見直すことが必要である。

2. 改正の概要

意匠法第2条第1項の意匠の定義に建築物及び画像を追加し、同条第2項において、建築物及び画像に係る意匠の実施行為を規定した。これに伴い、必要な規定の整備を行うこととした。

3. 改正条文の解説

(1) 意匠の定義の見直し

◆意匠法第2条

(定義等)

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2・3 (略)

① 建築物の意匠の規定

建築物については、「物品（…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下「形状等」という。）」と並べて、「建築物（…）の形状等」であって、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」を「意匠」の定義に追加した。なお、ここでいう建築物は、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。

また、物品と同様、建築物についても、その部分に独創的な趣向を凝らすことが想定されるため、部分意匠の登録を認めることとした。

② 画像の意匠の規定

(i) 画像の追加

「物品（…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下「形状等」という。）」及び「建築物（…）の形状等」と並列させ、「画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分に限る。）」を規定し、「画像」であって、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」を「意匠」の定義に追加した。

また、物品及び建築物と同様、画像についても、その部分に独創的な趣向を凝らすことが想定されるため、部分意匠の登録を認めることとした。

(ii) 画像の規定

画像を意匠の定義に追加し、画像について意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、全ての画像を意匠とすることは適切ではなく、当該画像デザインによって機器や機器に関連するサービス等の付加価値を向上させるものに限って権利の客体とすることが適切である。具体的には、関連機器の操作性や視認性を高めるべく多額の投資を行った上で開発されるGUI等の(a)操作画像や(b)表示画像については、これらを保護することが必要である。よって、条文上は、「機器の操作の用に供されるもの」((a)操作画像)、「機器がその機能を発揮した結

果として表示されたもの」(b)表示画像)と規定することとした。この規定により、例えば、映画やゲーム等のコンテンツの画像、デスクトップの壁紙等の装飾画像については、意匠権の保護対象とならないこととなる。なお、意匠法第3条第2項で創作非容易性の根拠とする画像、同法第37条新第2項に規定する意匠権侵害における画像、同法第38条新第7号及び新第8号に規定する間接侵害における画像、同法第44条の3第2項新第6号に規定する回復した意匠権の効力の制限における画像並びに同法第55条第2項新第6号に規定する再審により回復した意匠権の効力の制限における画像については、第2条第1項で定義される操作画像及び表示画像以外の画像が含まれ得ることから、同項の「画像」の定義規定から控除することとした。

③ 現行の第2条第2項の削除

今般の改正により、第2条新第1項で画像を広く意匠の定義に含めることとしたことに伴い、現行の同条第2項で規定する操作画像は同条第1項に包摂され、また、表示場所も物品又はこれと一体として用いられる物品に限られないものとなったことから、現行の同条第2項は削除することとした。

(2) 意匠の実施の定義の見直し

◆意匠法第2条

(定義等)

第二条 (略)

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

三 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二条第四項に規定するプログラム等をいう。以下同じ。）を含む。以下この号において同じ。）について行う次のいずれかに該当する行為

イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

3 （略）

今般の改正で、意匠の定義に建築物及び画像を追加するが、これらの意匠の「実施」行為については、必ずしも既存の物品の意匠と同一のものが想定されるわけではない。よって、今般追加する意匠ごとに、「実施」行為の類型を新たに規定する必要がある。

類型ごとに意匠の「実施」を規定するに際しては、特許法第2条第3項又は商標法第2条第3項が、類型ごとに発明の「実施」又は標章の「使用」を規定していることから、これらの条文と同様の構造とすることとした。

また、今般の改正で追加する建築物及び画像の意匠の実施行為については、物品の意匠の実施行為から下記の点を変更する。

① 建築物の意匠の実施の定義

建築物の意匠の実施行為においては、「製造」に代わる概念として「建築」と規定した。また、不動産の輸出入は想定されないことから、輸出及び輸入を規定しないこととした。

② 画像の意匠の実施の定義

画像の意匠の実施行為においては、画像の作成や譲渡は、実質的には当該画像を表示するためのプログラムの作成や譲渡に当たることから、「画像を表示する機能を有するプログラム等」が画像に含まれる旨を規定した。また、画像そのものが対象となる行為と、画像を記録した記録媒体や内蔵する機器（画像記録媒体等）が対象となる行為とがあることから、これらを新第3号においてイ、ロに分けて規定することとした。

具体的には、イで規定する「画像」の実施行為については、「製造」に代わる概念として「作成」と規定した上、ネットワークを通じた画像の提供行為が実施に含まれるよう「電気通信回線を通じた提供」を規定した。また、ロで規定する画像記録媒体等の実施行為については、その譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出を規定した。

なお、「画像を記録した記録媒体」は、画像を記録したUSB端末やCD-ROM等の記録媒体を指し、「画像を内蔵する機器」は、画像を含むアプリケーション等がインストールされたスマートフォン、画像を表示する機能を有するプログラム等を内蔵する洗濯機やDVDプレイヤー等を指す。以上のように、意匠に係る画像を用いたアプリケーションがアップロードされたサーバーを管理する行為は、実施行為には含めないこととした。

【関連する改正事項】

◆意匠法第3条（意匠登録の要件）

意匠法第2条第1項において画像を意匠の定義に追加したことに伴い、日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった画像に基づいて容易に創作できた意匠についても意匠登録を受けることができないものとした。

なお、第3条第2項については、創作非容易性水準の明確化のための改正もあるため、これを踏まえた改正の詳細については第2章を参照されたい。

◆意匠法第5条

(意匠登録を受けることができない意匠)

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとつて不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとつて不可欠な表示のみからなる意匠

意匠法第2条第1項において意匠の定義に建築物及び画像を追加したことから、本条においてもこれらを追加した。

なお、第5条新第3号において、建築物及び画像について「機能」でなく「用途」と規定したのは、物品については、「物品の機能」という表現が、建築物及び画像については、「建築物の用途」、「画像の用途」という表現が通常の用法に適うためである。

◆意匠法第6条

(意匠登録出願)

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
 - 三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途
- 2 (略)

3 第一項第三号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

4 意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等、建築物の形状等又は画像について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

5・6 (略)

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

意匠法第2条第1項において建築物及び画像を意匠の定義に追加したことに伴い、第6条第1項第3号、第3項、第4項及び第7項において、これらの意匠に係る願書の記載事項を整備するために必要な改正を行った。

なお、同条第1項第3号及び第3項においては、同法第5条第3号と同様、建築物及び画像については、その「機能」でなくその「用途」という表現を用いることが通例であるため、その「用途」と規定した。他方、第6条第4項においては、建築物の形状等及び画像がこれらの「用途」に基づいて変化するというよりは、これらの「機能」に基づいて変化すると考えるのが妥当であるから、物品と同様、建築物や画像についても「機能に基づいて変化する場合」と規定している。

◆意匠法第60条の6

(国際出願による意匠登録出願)

第六十条の六 (略)

2 (略)

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係るジュネーブ改正協定第一条（viii）に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された次の表の上欄に掲げる事項は、第六条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	<u>意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途（上欄に掲げる製品が建築物又は画像である場合において、当該製品に係る国際登録簿に登録された事項から当該建築物又は画像の用途を認識することができるときに限る。）</u>

4 (略)

意匠法第6条第1項第3号の改正に伴い、第60条の6第3項において、表の上欄に掲げる国際登録簿に登録された「国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品」を、同表下欄に掲げる同法第6条第1項の規定により提出した願書に記載された「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」とみなす旨を規定した。

また、同項第3号において、建築物及び画像の「用途」を記載事項としていること、また、建築物及び画像に係る意匠の新規性の判断はその用途を勘案して行うことから、国際登録簿に登録された「国際登録の対象である意匠を構成する…製品」の表示が建築物又は画像であった場合には、当該国際登録簿に登録された事項から当該建築物又は画像の用途を認識することができる必要がある。したがって、括弧書きにおいて「上欄に掲げる製品が建築物又は画像である場合において、当該製品に係る国際登録簿に登録された事項から当該建築物又は画像の用途を認識することができる」と規定した。

◆意匠法第37条

(差止請求権)

第三十七条 (略)

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物品、建築物若しくは画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等を含む。第六十四条及び第六十五条第一号を除き、以下同じ。）若しくは画像を記録した記録媒体若しくは内蔵する機器（以下「一般画像記録媒体等」という。）又はプログラム等（画像を表示する機能を有するプログラム等を除く。以下同じ。）若しくはプログラム等を記録した記録媒体若しくは記憶した機器（以下「プログラム等記録媒体等」という。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

3 (略)

意匠法第2条第1項において意匠の定義に建築物及び画像を追加したことから、これらについて、その廃棄を請求することができる旨を第37条新

第2項に規定した。

具体的には、意匠の定義に含まれる物品、建築物又は画像に加え、画像を記録した記録媒体又は画像を内蔵する機器を規定した。さらに、平成14年改正において廃棄の対象に含まれる旨が明文化されたプログラム等を規定するとともに、画像についてその記録媒体等を規定するのと同様、プログラム等を記録した記録媒体又は記憶した機器についても規定した。

なお、同項で定義する「一般画像記録媒体等」は、「画像を記録した記録媒体若しくは内蔵する機器」と規定されているため、同法第2条第2項新第3号で定義する「画像記録媒体等」が「意匠に係る画像を記録した記録媒体若しくは内蔵する機器」と定義されているのとは異なり、同条第1項で定義する画像（操作画像、表示画像）以外の画像を記録等したものも含む。これは、侵害行為を組成する画像は、同項の意匠の定義に該当する画像に限らず様々な画像が想定されるためである。

◆意匠法第38条（侵害とみなす行為）

◆意匠法第44条の3（回復した意匠権の効力の制限）

◆意匠法第55条（再審により回復した意匠権の効力の制限）

意匠法第2条第1項において建築物及び画像を意匠の定義に追加したことに伴い、第38条、第44条の3及び第55条においても建築物及び画像について間接侵害行為等を規定した。

なお、これらの規定については、間接侵害規定の対象拡大のための改正を踏まえた規定の変更もあるため、それらを含めた改正内容の詳細については第9章を参照されたい。

◆意匠法第64条

(意匠登録表示)

第六十四条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に当該物品、建築物又は画像が登録意匠又はこれに類似する意匠に係る旨の表示（以下「意匠登録表示」という。）を付するよう努めなければならない。

意匠法第2条第1項の改正により、建築物及び画像の意匠についても意匠登録が可能となったことから、これらについても意匠登録表示を付する行為を規定するよう所要の改正を行った。その際、建築物及び画像についてはこれらに包装を付する行為は想定されないことから、包装に意匠登録表示を付する行為については物品及び画像記録媒体等についてのみ規定することとした。

また、「附する」が「付する」に改められているが、これは表記の統一のための形式的な改正である。

◆意匠法第65条

(虚偽表示の禁止)

第六十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
- 二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像

若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等であつて、当該物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものについて行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該物品、建築物又は画像記録媒体等の譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しのための展示をする行為

ロ 当該画像の電気通信回線を通じた提供又はそのための展示をする行為

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等について行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該物品又は画像記録媒体等の製造若しくは使用をさせるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該物品又は画像記録媒体等が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

ロ 当該建築物の建築若しくは使用をさせるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該建築物が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

ハ 当該画像の作成若しくは使用をさせるため、又は電気通信回線を通じた提供をするため、広告に当該画像が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

意匠法第2条第1項の改正により、建築物及び画像の意匠についても意匠登録が可能となったことから、これらについても虚偽表示に当たる行為を規定するよう所要の改正を行った。その際、建築物及び画像については

これらに包装を付する行為が想定されないことから、包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為については物品及び画像記録媒体等についてのみ規定することとした。また、新第2号については、有体物（物品等）が対象となる行為と、無体物（画像）が対象となる行為とがあることから、イ、ロに分けて規定し、新第3号については、物品、建築物及び画像それぞれについて製造、譲渡等に当たる行為が異なることから、イ、ロ、ハに分けて規定することとした。

また、「附する」が「付する」に改められているが、これは表記の統一のための形式的な改正である。

（補説）意匠法第39条第1項（損害の額の推定等）の譲渡数量、実施相応数量及び特定数量の取扱い

第39条第1項新第1号は、権利者の製品単位数量当たりの利益の額に、侵害者が譲渡した物品の数量（譲渡数量）であって意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量（実施相応数量）を超えない部分から、意匠権者が販売することができないとする事情に相当する数量（特定数量）を控除した数量を乗じて得た額を、販売減少に伴う逸失利益額として算出する規定である。また、同項新第2号は、譲渡数量のうち、同条新第1項で販売数量減少に伴う逸失利益の基準となる数量から除外された実施相応数量を超える数量又は特定数量があるときにおいて、これがライセンスの機会を喪失したといえない場合を除いては、ライセンスを擬制し得る場合に限って、実施料相当額をライセンス機会喪失に伴う逸失利益として請求し得ることを規定している。

同項では、「譲渡」した「物品」の数量を規定しているが、これは、意匠に係る「物品」の「譲渡」のみを対象とすることを意味するのではなく、全ての侵害行為を列挙することが困難なため、代表的なケースとして「物品」の「譲渡」の場合を規定したものである。

特許法においても、平成14年改正において、特許法上の「物」の定義に

「プログラム等」が含まれることが規定され、同法第2条第3項第1号において、発明の実施行為に「電気通信回線を通じた提供」を加える改正がなされたが、損害の額の推定等について規定する同法第102条第1項においては、新たに「電気通信回線を通じた提供」の場合を追加的に規定する改正は行わなかった。これは、同項の「譲渡」が、「譲渡」、「貸渡し」、「輸入」等の場合を代表して「譲渡」の場合のみを規定したものと位置付けであるためである。

したがって、意匠法第39条第1項においても、建築物の譲渡や画像の電気通信回線を通じた提供等、物品の譲渡以外の場合についても、本規定の算定ルールが妥当する場合には、この考え方を参考にした損害賠償額の算定が可能とされるものと思料される。このため、今回の改正に当たっても、同項において、物品の譲渡に加え、建築物の譲渡や画像の電気通信回線を通じた提供を追加的に規定することはしないこととした。